

流山市福祉手当の支給に関する条例の一部改正について

1 平成27年第2回定例会において、流山市福祉手当の支給に関する条例が改正されました。

2 流山市福祉手当の支給に関する条例の一部改正の主な内容について。

＜福祉手当見直しによる月額支給額の変更内容＞

区 分		月額支給額（単位：円）		
		旧＜改正前＞	新＜改正後＞	月額増加額
身体障害者	1・2級	6,900	7,900	1,000
	3級	5,900	6,900	1,000
	ねたきり身体障害者	8,650	8,650	0
知的障害者	重度	8,650	8,650	0
	中度	7,900	7,900	0
	軽度	6,900	6,900	0
精神障害者	1級	6,325	7,900	1,575
	2級	5,060	7,900	2,840
	3級	3,795	6,900	3,105

- (1) 障害者団体から要望が強かった、障害種別による給付額の差異を無くし、障害等級による支給額の均等化を図りました。
- (2) 一度でも福祉サービスを利用すると手当の額が生涯半額のままでしたが、サービスを利用しなくなった場合は、受給資格を喪失した月の翌月から再申請できるものとなりました。
- (3) 手当の受給権者の課税対象要件を個人単位から世帯単位としました。
- (4) 課税世帯（市民税均等割り世帯は除く）は、該当年度において支給停止となります。
- (5) 介護保険サービス、障害福祉サービスを利用した場合は、受給資格喪失となります。
- (6) サービスを利用していない市民税非課税の低所得世帯については、障害者手帳の等級に合わせ月額6,900円～8,650円の範囲で全額支給となります。
- (7) 市民税均等割りの低所得世帯に対しては、支給額の2分の1の額を支給します。
- (8) 支給対象からはずれる世帯（市民税均等割り世帯を除く課税世帯、福祉サービスを利用した場合）に対する配慮策として、平成28年度から3年かけて支給額を減少させる激変緩和策を実施します。
- (9) 生活保護受給世帯については、近隣各市と同様に平成28年度から受給資格喪失となります。
- (10) 市民税額が42万円以上の世帯については、平成28年度から支給停止とします。

3 福祉手当の見直しにより生まれる財源について（健康福祉基金への積み立て）

- (1) 福祉手当の見直しにより生まれた財源は、健康福祉基金に全額積み立て、「今後、市が将来に向けて取り組む重点施策」に活かし、特に今後親亡きあとに障害者が地域で暮らすための基盤として必ず必要となるグループホーム等の施設整備のための準備資金とします。
- (2) 介護サービス、障害福祉サービスを利用していて手当の受給資格が喪失となる方、または、課税世帯により手当が支給停止になる方に対しては、3年かけて支給額を段階的に減らしていく激変緩和策を実施。

4 今後、市が将来に向けて取り組む重点施策について（平成27年度～平成29年度）

- ① グループホームの整備・充実。②短期入所施設の整備。③日中活動の場の確保。④相談支援施設の整備。⑤重症心身障害者（児）施設の充実。⑥重度障害者医療費助成制度の現物給付化への対応（平成27年8月実施）。⑦手話通訳等の意思疎通支援の充実。⑧障害児支援の充実。⑨視覚障害者や知的障害者、発達障害者等の同行援護や移動支援の充実。⑩就労支援の充実について